

令和 7 年 2 月 14 日

忠岡町長 杉原 健士 様

忠岡町環境保全審議会

会長 竹中 規訓



(仮称) 阪南港北部公有水面埋立事業計画段階環境配慮書に対する 審議会意見について (答申)

令和 6 年 12 月 23 日付け忠生環第 449-2 号で諮問のあった標記の件について、下記
のとおり答申します。

記

標記事業の計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）について、環境の保全の見地
から審査を行った。

本事業は、大阪府が府下における産業用地の需要に対応するため、阪南港港湾区域内にお
いて約 50ha 程度の公有水面の埋立てを行うものであり、配慮書においては実行可能な複数
案を設定し、環境保全の観点から環境影響の程度及び環境配慮の内容について比較検討を
行うものとしている。

前述の複数案では、忠岡町域に接する公有水面の埋立てが検討されており、工事の実施期
間中及び供用後において忠岡町の地域環境に影響を及ぼす可能性がある。

このことから、事業計画の決定及び環境影響評価の実施にあたって、選定した計画段階配
慮事項への配慮はもとより、以下の事項に留意した上で、事業者の責任のもと、環境への影
響が回避・低減されるように進めることが求められる。

1 全体的事項

- (1) 埋立事業は、本来、排他的な支配を許されていない公有水面について、一般公衆の
自由使用を廃止又は制限するものであるとともに、自然環境の改変を伴うものであり、
地元住民の生活、環境の保全等に影響を及ぼすものである。

また、事業実施想定区域は、瀬戸内海環境保全特別措置法の適用範囲であり、同法
の趣旨や基本理念、関連する府県計画等に基づき、事業を推進することが求められる。

これらのことから、事業計画の決定にあたっては、本事業の目的及び規模の妥当性
や必要性を明確にし、計画決定過程で配慮した結果がわかるよう、環境影響評価方法
書（以下「方法書」という。）に記載すること。

- (2) 配慮書のうち、貯木場内及び水門付近の水の流況について、調査が不十分である。
当該事項に関する調査を改めて実施し、複数案の相対評価の結果及びそれを踏まえた計画地点選定理由について、(1)に併せて示すこと。また、方法書以降の手続きにおいては、当該事項について必要な調査を行い、適切に環境影響評価を実施すること。
- (3) 方法書以降の手続において、埋立事業に用いる土砂の量、受入基準及びその運搬方法等について、適切な調査・予測及び評価の実施並びに具体的な環境保全措置の検討を行い、十分な説明を行うこと。
- (4) 災害、事故等により、水の越流等生活環境への悪影響が生じないように、災害対策等に配慮すること。また、今後の検討において事業規模の増減がある場合は、水の越流等生活環境への影響について改めて評価を行い、十分な説明を行うこと。

2 個別的事項

(1) 動物・植物・生態系

忠岡町の水産業において重要な魚種である、カタクチイワシ及びイカナゴ、太刀魚、ウナギの稚魚等の漁獲・採捕対象生物及びそれらの餌生物等の生育環境を含む生態系や育成環境への影響を含め、適切に環境影響評価を実施すること。

(2) 景観・人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施想定区域周辺において、人と自然との触れ合いの活動の場を新たに生み出すことを目指し、区域周辺の事業者及び漁業従事者等の意見を反映しつつ、事業実施にあたっては、他の自然環境の保全に係る事業に支障がないよう、十分な配慮を行うこと。

(3) その他

ア 方法書以降の手続において、埋立事業の工法等を示すとともに、工事の実施期間中においては風や降雨等による土砂や埋立材等の飛散の無いよう、十分な配慮を行うこと。

イ 埋立による流量変化によって、事業予定地付近の水門周辺に土砂が堆積しやすくなることが考えられる。河口付近の水質変化や、漁船の運行への影響等について調査・検討を行い、必要と認められる場合は、事業の実施及び事業完了後においても継続して適切な措置を講じること。

3 付言

本答申を取りまとめるにあたっての審議の場において、地域の環境影響に関する意見だけでなく、本事業実施後の土地利用に関して言及があった。

この内容は、配慮書に対する市町村意見に関するものではないが、埋立事業完了後の土地利用の検討にあたり、本審議会においてなされた審議が有用なものとなることを期待し、ここに付言する。

以上